



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年3月31日木曜日 第1645号外2

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事印及び知事職務代理者印（専用公印）の廃止.....	1
児童福祉法による育成医療の給付申請を経由する保健所の指定 の廃止.....	1
愛媛県農業試験場雑穀原種配付規程の廃止.....	1
愛媛県農業試験場米麦原種配付規程の廃止.....	1
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	1

告 示

○愛媛県告示第760号

次に掲げる専用公印は、平成17年3月31日限り、廃止した

平成17年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
知事印	西条地方局	1	狩猟免許用
	西条地方局	1	漁船登録、小型船舶船籍票交付、指定漁船調書確認用
	今治地方局	1	
	松山地方局	1	
	八幡浜地方局	1	
	宇和島地方局	2	
	今治地方局	1	土地改良登記用
	西条地方局丹原土木事務所	1	土木用地登記用
	松山地方局伊予土木事務所	1	
	西条地方局丹原土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
松山地方局伊予土木事務所	1		
知事職務代理者印	西条地方局丹原土木事務所	1	土木用地登記用
	松山地方局伊予土木事務所	1	
	西条地方局丹原土木事務所	1	建設業許可更新、取消用
	松山地方局伊予土木事務所	1	

○愛媛県告示第761号

児童福祉法による育成医療の給付申請を経由する保健所の指定（昭和51年4月愛媛県告示第350号）は、告示の日限り廃止する。

平成17年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第762号

愛媛県農業試験場雑穀原種配付規程（昭和17年2月愛媛県告示第85号）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第763号

愛媛県農業試験場米麦原種配付規程（昭和24年10月愛媛県告示第508号）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第764号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成17年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第2項ただし書中「又は市町」を「、市町」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。）（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が水土保全林整備事業の流域公益保全林整備事業の事業主体となる場合に限る。）」を加える。

第3条第1項中「分収方式」の下に「による森林施業、同方式解除後の森林施業」を加える。

第5条第2号中「及び流域循環資源林整備事業」を削り、同号中クをケとし、キをクとし、同号力中「（昭和26年政令第276号）第11条第7号」を「第11条第8号」に改め、同号力を同号キとし、同号オの次に次のように加える。

力 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動

法人等

第5条第3号イ中「除く。）」の下に「及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」を加え、同条第4号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

第5条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 流域循環資源林整備事業にあつては、次に掲げるもの

ア 地方公共団体

イ 森林組合

ウ 生産森林組合

エ 森林整備法人

オ 公益法人

カ 森林所有者の団体

キ 森林施業計画の認定を受けた者

ク 市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

別表第1 5の部⁽¹⁾の項アの目補助基準の欄中「長期育成循環団地（以下「長期育成循環団地」を「長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林（以下「長期育成循環施業の対象森林」に改め、同項イの目同欄、同部⁽²⁾の項同欄及び同部⁽³⁾の項同欄中「長期育成循環団地」を「長期育成循環施業の対象森林」に改め、同表備考1ただし書中「市町長のあつせんに基づく受託により」を「分収方式によるものを除くものとし、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後に継続して」に改める。

別表第2 備考2中「作成し」の下に「、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定を締結し」を加える。

様式第1号別紙（その1）中

事業 内容	を	に改め、同様式別紙（その2）	作	業	事	業
			従	事	者	内
			事	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容
			業	者	内	容

注中「こと」を「こと。」に改め、同様式別紙（その2）注を同様式別紙（その2）注1とし、同様式別紙（その2）注に次のように加える。

2 作業従事者の欄には、実際に作業を行つた者を記載すること。